# 在 留 資 格 一 覧 表

### 別表第1

(1)

在留資格		本邦において行うことができる活動	在 留 期 間
外	交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機 関の構成員,条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特 権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家 族の構成員としての活動	任務にある間
公	用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。)	任務にある間
教	授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校にお いて研究, 研究の指導又は教育をする活動	3年, 1年又は6月
芸	術	収入を伴う音楽,美術,文学その他の芸術上の活動 ((2)の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。)	3年, 1年又は6月
宗	教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教そ の他の宗教上の活動	3年, 1年又は6月
報	道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上 の活動	3年, 1年又は6月

(2)

在留資格	本邦において行うことができる活動	在 留 期 間
	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦	
	におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該	
	事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開	
	始した外国人 (外国法人を含む。以下この項において同じ。) 若	3年,1年又は6月
投資・経営	しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代	
	わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動	
	(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなけ	
	れば法律上行うことができないこととされている事業の経営若	
	しくは管理に従事する活動を除く。)	
:+	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有す	
法律・	る者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事す	3年, 1年又は6月
会計業務	る活動	
[F: 45	医師,歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととさ	1年刊)46日
医療	れている医療に係る業務に従事する活動	1年又は6月

研 究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事 する活動 ((1)の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。)	1年又は6月
教 育	本邦の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	1年又は6月
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学,工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動((1)の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項,医療の項から教育の項まで,企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。)	1年又は6月
人文知識· 国 際 業 務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学,経済学, 社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務 又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とす る業務に従事する活動((1)の表の教授の項,芸術の項及び報道 の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教 育の項まで,企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動 を除く。)	1年又は6月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国に ある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して 当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際 業務の項の下欄に掲げる活動	1年又は6月
興 行	演劇,演芸,演奏,スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。)	1年又は3月
技 能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分 野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	1年又は6月

### (3)

在留資格	本邦において行うことができる活動	在 留 期 間
	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有	
文化活動	の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門	   1年又は6月
人 化 伯 勁	家の指導を受けてこれを修得する活動 ((4)の表の留学の項から	1年入は0万
	研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。)	
	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪	
短期滞在	問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類	90日又は15日
	似する活動	

(4)

在留資格		本邦において行うことができる活動	在 留 期 間
即	学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動	1年又は6月
就	学	本邦の高等学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の 高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校(こ の表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。)若しくは設備及 び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活 動	1年,6月又は3月
研	修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術,技能又は 知識の修得をする活動 (この表の留学の項及び就学の項の下欄 に掲げる活動を除く。)	1年,6月又は3月
家族港	帯 在	(1)の表,(2)の表又は(3)の表の上欄の在留資格(外交,公用及び短期滞在を除く。)をもって在留する者又はこの表の留学,就学若しくは研修の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	3年,1年,6月又は 3月

(5)

在留資格	本邦において行うことができる活動	在 留 期 間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	1 法第7条第1項 第2号の告示で定 める活動を指定される者にあって6月 2 1以外の活動を 指定では、1年又は6月 2 1以外のある者に あっない範囲に あっない範囲で 法務大臣が個々の 外国人につい 定する期間

#### 別表第2

在留資格	本邦において有する身分又は地位	在 留 期 間
永 住 者	法務大臣が永住を認める者	無期限
日本人の	日本人の配偶者若しくは民法 (明治29年法律第89号) 第817条	9年 1年又は6日
配偶者等	の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	3年,1年又は6月
	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは平和条約国籍	
永住者の	離脱者等入管特例法に定める特別永住者(以下「永住者等」と	   3年、1年又は6月
配偶者等	総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその	3年,1千人は0万
	後引き続き本邦に在留している者	
		1 法第7条第1項
		第2号の告示で定
		める地位を認めら
		れる者にあっては、
		3年,1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居	2 1以外の地位を
足 丘 19	住を認める者	認められる者に
		あっては,3年を
		超えない範囲内で
		法務大臣が個々の
		外国人について指
		定する期間

<sup>(</sup>注) 在留資格は、出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄に掲げるものによる。

## 職業分類の内容例示

職業名	職業例示
压铸工作体状态	医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師, 助産婦, 保健婦, 栄養士, 看護婦,
医療・保健技術者	あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師, 柔道整復師, 臨床検査 技師, 衛生検査技師
技術者	鉱山技術者, 金属製錬技術者, 機械技術者, 電気技術者, 化学技術者,
	建築技術者,土木技術者,農林技術者,情報処理技術者
	幼稚園教員、小学校教員、中学校教員、高等学校教員、大学教員、盲・
教 員	ろう・養護学校教員,各種学校教員
	(学校の事務職員及び技術職員は除く。)
芸術家・芸能家	彫刻家、画家、工芸美術家、デザイナー、写真家、カメラマン、音楽
云州豕・云肥豕	家,舞踊家,俳優,演芸家
1. 11. 11.	小説家、シナリオ作家、作詩家、音楽評論家、経済評論家、翻訳作家、
文芸家・著述家	劇作家,編集者
記者	新聞記者,雑誌取材記者,ルポライター
科学研究者	医·薬学研究員,工学研究員,化学研究員,物理学研究員,経済学研
科 学 研 究 者   	究員,教育研究員,史料研究員,国語研究員
宗 教 家	カトリック司祭、司教、神父、宣教師、牧師、伝導師
その他専門家・技術家	弁護士、公認会計士、税理士、保母、職業スポーツ家、個人教師
** *** *** *** *** *** *** ***	社長, 取締役, 監査役, 団体理事, 大学理事, 部長, 課長, 支店長,
管理的職業従事者	工場長
± 26 02 + 15	一般事務員、会社事務員、集金人、各種メーター検査員、速記者、タ
事務従事者	イピスト,電子計算機等操作員
貿易從事者	輸出業者,輸入業者,貿易商,バイヤー (貿易業者)
	小売店主, 卸売店主, 飲食店主, 販売店員, 行商・露店販売従事者,
販 売 従 事 者	再生資源卸売・回収従事者、商品仲立人、外交員、不動産仲介人・売
	買人、質屋店主・店員
曲上业业、公主、业	農耕・養蚕作業者,養畜作業者,植木職,造園師,育材作業者,伐木・
農林業従事者	造林作業者、集材・運材作業者、製炭・製薪作業者

漁 業 従 事 者	漁ろう作業者、海草・貝採取作業者、漁ろう船の船長、航海士・機関
	士,水産養殖作業員
   採鉱・採石従事者	採鉱員、採炭員、石切出作業者、じゃり・砂・粘土採取作業者、支柱
<b>冰</b> 冰石尺子名	員,坑內運搬員,選鉱員,選炭員
	自動車運転者、鉄道運転従事者、船舶・航空機運転従事者(漁ろう船
運輸・通信従事者	を除く), 甲板員, 船舶機関員, 無線通信士, 無線通信技術員, 電話交
	换手
	金属材料製造作業者, 金属加工作業者, 一般機械器具組立・修理作業
	者, 電気機械器具組立·修理作業者, 輸送機械組立·修理作業者, 時
	計・計器・光学機械器具組立・修理作業者,製糸・紡織作業者,衣服・
	繊維製品製造作業者,木・竹・草・つる製品製造作業者,パルプ・紙・
技能工•生産工程従事者	紙製品製造作業者、印刷・製本作業者、ゴム・プラスチック製品製造
	作業者、かわ製品製造作業者、窯業・土石製品製造作業者、飲食料品
	製造作業者、化学製品製造作業者、建設作業者、定置機関・機械及び
	建設機械運転作業者,電気作業者
一般労働者	船内・沿岸荷役作業者、陸上荷役・運搬作業者、倉庫作業者、配達員、
	荷造工,清掃員
	守衛, 監視員, 家事手伝い, 家政婦, 理・美容師, 浴場従事者, クリー
上 13 m 类似市共	ニング工, 調理人, バーテンダー, 給仕従事者, 接客社交係, 芸者,
サービス業従事者	ダンサー, 娯楽場等の接客員, 物品一時預り人, 旅館等の主人・番頭,
	下宿・アパートの管理人、舎監・寮母、広告宣伝員
Aur 1546	職業欄に「なし」,「無職」等の職業がない旨の表示のあるもの(斜線,
無職	主婦・学生を含む。)
不 詳	職業欄に記入はあるものの分類が不能なもの。

<sup>(</sup>注) 職業分類は、日本標準職業分類 (総務庁編) による。